

**陳情受理番号14番「被選挙権年齢の引き下げ」16番「特別支援教育の充実」の不採択への反対討論**                      2024年10月16日   日本共産党栃木県議団野村せつ子

日本共産党栃木県議団の野村せつ子です。受理番号14番、16番の採択を求め、不採択への反対討論を行います。

まず14番「被選挙権年齢の引き下げに関する陳情」は、選挙権が満18歳以上であるのに、被選挙権が衆院議員・県議・市区町村長は満25歳以上、参院議員・知事は満30歳以上とされているのは憲法第44条に違反するとし、18歳以上へ引き下げを求める意見書の提出を求めています。委員会では、国会で審議中であることに加え、まず若者が十分な知識や理解をもって政治に参加する環境を整えるべきなどの意見で不採択になったということです。被選挙人が政治に対し十分な知識や理解を持っているかどうかの判断は、有権者にゆだねるべきです。選挙権年齢と被選挙権年齢を線引きする合理的な理由にはならないと考えます。若者の政治参加のために、主権者教育の抜本強化とともに、被選挙権年齢の引き下げが不可避と考え、採択を求めます。

続いて、16番「栃木県立特別支援学校に寄宿舎があることで可能性が広がる特別支援教育の充実に関する陳情書」は、寄宿舎の教育的効果を認めながら、知的障害の寄宿舎を閉舎する矛盾した方針を見直し、寄宿舎を最大限に活用することで個に寄り添う教育の充実を図ることや、寄宿舎が通学困難な児童生徒にとっての合理的配慮であり不可欠な制度であることの検証を求めています。委員会審査では、子どもたちが特別支援学校寄宿舎の中でなく、地域の中で共に学べるとりみりが大切だなどとして不採択になりました。寄宿舎では週5日生活し、週末や長期休暇は家族と地域で暮らすので、寄宿舎の中だけで生活しているわけではありません。また、インクルーシブ教育との関係でも、特別支援学校をさておき、寄宿舎だけが地域から切り離されているかのような議論は成り立ちません。

特支の子どもたちは、通常学校に比べ長時間の通学を強いられています。通学困難の基準はスクールバスで60分以上とされ、60分以内でも、朝・夕あわせて2時間近くもバス通学を強いられる場合もあります。こうした状況が障害者に対する合理的配慮を欠くという陳情の指摘は、その通りではないでしょうか。障害の特性でバス通学に苦痛を感じる子もあり、長い通学時間を寄宿舎という生活教育の時間に代えた方がはるかに有意義です。寄宿舎の利用が合理的配慮であることをきちんと検証すべきです。

また陳情は、県教委が寄宿舎を閉舎した上で、生活訓練施設を改修して宿泊学習を行い、寄宿舎のない学校でも「寄宿舎指導員の知見」を活用する方針について、具体的な内容が示されていないと指摘します。7月の意見交換会では、ある指導員経験者は「寄宿舎は生活の場であり、訓練ではない」と述べ、生活訓練施設で同じような教育的効果を得るのは困難との見方を示しました。ここでも寄宿舎の教育的価値に対する検証の不十分さがあらわになりました。

陳情は、これまで寄宿舎のなかった学校にもその効果が得られるようにするため、多機能型寄宿舎を提案しています。災害時の避難所として活用できる公共性があり、検討すべきです。「寄宿舎は通学保障のため」という根拠のない縛りを課して、子どもの自立と成長に有効性が認められている寄宿舎をいま廃止することは、本県の特別支援教育にとって大きな損失でしかありません。そのことに警鐘を鳴らす本陳情を採択するよう求め、討論とします。